

世界史 中国の土地・税制史 確認問題集

全19問 / 解答・解説は後半

名前 _____

記事「世界史 中国の土地・税制史の流れ | 均田制から地丁銀制まで整理」を読んだあとに解く問題集です。答えを書いてから後半の解答・解説で確かめ、間違えた問題は解説にある記事の節を読み直してください。

第1部 一問一答

問いに当てはまる語句を答えなさい。

- 1 三国時代の魏で曹操が行った、国有地に民を入れて耕作させ、収穫の5～6割を納めさせた制度は何か。

- 2 280年に西晋が出した、土地の所有や耕作に基準を設けようとした法は何か。

- 3 唐の均田制で農民に割り当てられた土地のうち、60歳になるか死亡すると返すものを何というか。

- 4 府兵制に代わって唐で採用された、兵士を給料で雇う兵制は何か。

- 5 唐で辺境の防衛のために置かれ、のちに強い軍事力を持つようになった役職は何か。

- 6 宋代に、地主の土地を借りて耕した小作人を何というか。

- 7 王安石の新法のうち、労役を免除する代わりに錢を納めさせ、その錢で人を雇った法は何か。

- 8 王安石の新法に反対した、司馬光らの官僚たちを何と呼ぶか。

- 9 明の洪武帝が作らせた、戸ごとの人数や財産を記した戸籍・租税台帳は何か。

- 10 万暦帝の時代に全国の土地を測量し直し（1580～82年）、一条鞭法が全国に広がるきっかけを作った政治家は誰か。

第2部 正誤問題

次の文ア～エのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

11 北魏から唐の制度について。

- ア 均田制は、北魏の孝文帝が始めた。
- イ 北魏の均田制では、奴婢や耕牛にも土地が支給された。
- ウ 三長制は、村落を組織して戸籍の作成や徴税を担わせる制度である。
- エ 均田制は、唐の太宗が初めて定めた制度である。

12 両税法について。

- ア 両税法は、唐の徳宗の時代に始まった。
- イ 両税法は、宰相の楊炎の建議による。
- ウ 両税法では、本籍地の戸籍にもとづいて成年男子に課税した。
- エ 両税法では、夏と秋の2回に分けて税を納めさせた。

13 明の制度について。

- ア 洪武帝は、110戸を1里とする里甲制を定めた。
- イ 魚鱗図冊は、戸籍・租税台帳である。
- ウ 明の後半には、日本の銀やアメリカ大陸の銀が流入した。
- エ 一条鞭法は、税と労役を銀でまとめて納めさせる制度である。

14 清以降の土地・税制について。

- ア 康熙帝は、人頭税の額を固定し、以後に増えた人口には人頭税を課さないことにした。
- イ 地丁銀制では、土地税が人頭税に組み込まれた。
- ウ 地丁銀制は、雍正帝の時代に全国に広まった。
- エ 太平天国が公布した天朝田畝制度は、実施されなかった。

第3部 年代の並べ替え

次のア～エを、古いものから年代順に並べなさい。

15 土地制度に関する出来事を年代順に並べなさい。

- ア 北魏で均田制が始まった。
- イ 西晋で占田・課田法が出された。
- ウ 前漢で限田策が出された。
- エ 北魏で三長制が定められた。

16 唐代の出来事を年代順に並べなさい。

- ア 両税法が始まった。
- イ 安史の乱が起きた。
- ウ 府兵制が停止された。
- エ 安史の乱が終わった。

17 税制の変化を年代順に並べなさい。

- ア 一条鞭法が全国に広がった。
- イ 王安石の新法が始まった。
- ウ 地丁銀制が全国に広まった。
- エ 両税法が始まった。

第4部 論述問題

次の問いに答えなさい。字数は目安です。

18 唐で租調庸制から両税法へ転換した理由を、均田制と兵制の変化にふれながら120字程度で説明しなさい。

19 明の一条鞭法と清の地丁銀制について、成立の背景と内容を150字程度で説明しなさい。

世界史 中国の土地・税制史 確認問題集 解答・解説

第1部 一問一答

1 屯田制

屯田からの収入は魏の重要な財源になりました。国家が土地の耕作を管理して収入を得るという点で、のちの均田制と比べてみると理解が深まります。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／前史：漢から西晋までの土地政策

2 占田・課田法

呉を滅ぼして中国を統一した西晋の武帝（司馬炎）が出しました。課田の意味などの解釈には諸説あるため、入試では名前と王朝の組み合わせを確実にしておきます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／前史

3 口分田

丁男には口分田80畝と永業田20畝が割り当てられました。永業田は子孫に受け継ぐことができました。日本の班田収授法は、この均田制を受け継いだ制度です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／隋・唐（制度の表）

4 募兵制

中小農民の没落と流亡で戸籍が実態と合わなくなり、府兵制を維持できなくなったためです。府兵制は749年に停止されました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／唐の後半

5 節度使

節度使の安祿山らが起こした安史の乱によって、戸籍にもとづく支配は決定的に崩れました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／唐の後半

6 佃戸

有力な地主である形勢戸と対にして覚えます。官僚を出した家は官戸と呼ばれました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／宋

7 募役法

青苗法（農民への低利の貸し付け）、市易法（商人への貸し付け）との区別が正誤問題でよく問われます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／宋（新法の表）

8 旧法党

新法は、利益をおびやかされた地主や大商人、旧法党の官僚から強い抵抗を受けました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／宋

9 賦役黄冊

土地台帳の魚鱗図冊と対にして覚えます。「人をつかむ台帳」と「土地をつかむ台帳」です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明（台帳の表）

10 張居正

一条鞭法は16世紀末までにほぼ全国で行われるようになりました。清の雍正帝（地丁銀制）と取りちがえないようにします。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明

第2部 正誤問題

11 エ

均田制は485年に北魏の孝文帝が始め、北朝の諸王朝から隋・唐に受け継がれました。唐で始まったのではありません。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／北魏、入試で狙われるポイント

12 ウ

両税法は、実際に住んでいる土地で、土地や資産の大きさに応じて課税しました。成年男子（人）に課税したのは租調庸制です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／唐の後半（比較の表）

13 イ

魚鱗図冊は土地台帳です。戸籍・租税台帳は賦役黄冊です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明

14 イ

地丁銀制は逆で、人頭税（丁銀）が土地税（地銀）に組み込まれました。組み込む向きをずらすひっかけに注意します。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／清

第3部 年代の並べ替え

15 ウ→イ→ア→エ

限田策（前7年）→占田・課田法（280年）→均田制（485年）→三長制（486年）の順です。均田制と三長制は1年ちがいです。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

16 ウ→イ→エ→ア

府兵制の停止（749年）→安史の乱の始まり（755年）→安史の乱の終わり（763年）→両税法（780年）の順です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／唐の後半

17 エ→イ→ア→ウ

両税法（唐・780年）→王安石の新法（北宋・1069年）→一条鞭法（明・16世紀）→地丁銀制（清・18世紀前半）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

第4部 論述問題

- 18** 解答例：唐は均田制で土地を支給した成年男子に租調庸を課し、府兵制で兵を集めた。しかし8世紀に中小農民の没落と流亡が進んで戸籍が実態と合わなくなり、府兵制も募兵制に代わった。さらに安史の乱で戸籍による支配が崩れたため、現住地で土地・資産に応じて課税する両税法に転換した。

採点のポイント：①均田制・租調庸制・府兵制が一体だったこと、②農民の没落・流亡と戸籍の乱れ、③府兵制から募兵制へ、④安史の乱、⑤両税法の内容（現住地・土地と資産・夏と秋）が入っているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／唐の後半、論述で使える要点

- 19** 解答例：明の後半、日本銀やスペインがアメリカ大陸からマニラ経由で運んだ銀が大量に流入し、銀が広く使われるようになった。そこで土地税や労役を1つにまとめて銀で納めさせる一条鞭法が生まれ、張居正による土地の測量のあと全国に普及した。清では1712年に康熙帝が丁銀の額を固定したうえで、丁銀を地銀に繰り込む地丁銀制が広がり、雍正帝の時代に全国に広まった。

採点のポイント：①銀の流入（日本銀・アメリカ大陸の銀）、②一条鞭法の内容と張居正の土地の測量、③人頭税の額の固定（康熙帝）、④地丁銀制の内容（丁銀を地銀に）と雍正帝、が入っているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明・清、比べて覚える

記事：世界史 中国の土地・税制史の流れ | 均田制から地丁銀制まで整理 <https://lawcityblog.com/sekaishi-theme-china-tochi/>
問題・解説は文系ラボのオリジナルです。無断転載を禁じます。